

(提案基準第11号)

適法に使用された建築物のやむを得ない事情による第三者への所有権移転に関する基準

この基準は、線引き後に適法に建築され、相当期間適法に使用された建築物の、特にやむを得ない事情による第三者への所有権移転を、次の要件の全てに該当すれば容認するものである。

- 1 既存の建築物は、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 相当期間適法に使用されていること。
 - (2) 自己用の専用住宅であること。
 - (3) 違法に建築されたものでないこと。
- 2 移転の理由は、従前の建築主の死亡、破産等、社会通念に照らし特にやむを得ないと認められるものであること。
- 3 移転後の建築物は自己用の専用住宅であること。
- 4 申請者は、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 適法に建築した者並びに債権回収のためやむなく当該土地及び建築物を取得した者から、直接、当該土地及び建築物を取得しようとする者又は取得した者であること。
 - (2) 自己用の専用住宅として居住する者であること。
 - (3) 市街化区域に建築に適した土地を保有していないこと。
- 5 移転後の建築物の増改築に当たっては、規模・構造・設備等が既存のものに比較して過大でなく、かつ、周辺の土地利用の状況などからみて適切なものであること。

(平成12年11月23日から施行)

(平成21年2月20日から改正施行)